

第1号議案

博物館登録について

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条及び第14条の規定により、次のとおり博物館登録原簿に登録することについて提案します。

令和5年10月13日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案の要旨

筆の里工房を広島県教育委員会の博物館登録原簿に登録する。

2 登録事項

設置者の名称及び住所	熊野町 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
博物館の名称	筆の里工房
博物館の所在地	広島県安芸郡熊野町中溝五丁目17番1号
登録番号	第35号

3 登録する理由

熊野町から申請のあった筆の里工房について、書類審査及び実地調査を行った結果、博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）第13条及び博物館登録等に関する要綱に規定する登録の要件を備えていると認められるため。

4 登録年月日

令和5年 月 日（議決の日）

5 根拠規定

(1) 博物館法

(略)

(登録)

第 11 条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。）の登録を受けるものとする。

(略)

(登録要件の審査)

第 13 条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施等)

第 14 条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 登録の年月日

2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(以下略)

(2) 博物館登録等に関する要綱

1 博物館の登録に係る基準

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制

ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。

イ アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

ウ イに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

オ 単独で又は他の博物館若しくは法第 3 条第 1 項第 12 号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

キ 法第 7 条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(2) 学芸員その他の職員の配置

ア (1)アの基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

イ 学芸員が置かれていること。

ウ (1)アの基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(3) 施設及び設備

ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(以下略)

筆の里工房の博物館登録審査表

登録の要件	審査方法		適否
	提出書類	実地調査	
博物館法第13条 <u>(博物館登録等に関する要綱)</u>			
一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。 イ 地方公共団体又は地方独立行政法人 ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）	■	—	適
二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。	■	—	適
三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして <u>都道府県の教育委員会の定める基準</u> に適合するものであること。	■	■	適
四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして <u>都道府県の教育委員会の定める基準</u> に適合するものであること。	■	■	適
五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして <u>都道府県の教育委員会の定める基準</u> に適合するものであること。	■	■	適
六 一年を通じて百五十日以上開館すること。	■	—	適

【実地調査日】

令和5年9月26日

【調査者】

学識経験者（学芸員有資格者）及び生涯学習課職員

登録博物館一覧

令和5年9月4日現在

No.	設置者	名称	所在地	備考
1	宗教法人厳島神社	厳島神社宝物館	廿日市市宮島町1番地1	昭和27年9月20日登録
2	宗教法人耕三寺	耕三寺博物館	尾道市瀬戸田町瀬戸田553番地の2	昭和27年9月20日登録
3	福山市	福山市立福山城博物館	福山市丸の内一丁目8	昭和42年9月28日登録
4	県	広島県立美術館	広島市中区上幟町2番22号	昭和43年4月1日登録
5	(公財)ひろしま美術館	ひろしま美術館	広島市中区基町3番2号	昭和53年10月4日登録
6	尾道市	尾道市立美術館	尾道市西土堂町17番19号	昭和55年2月28日登録
7	広島市	広島市こども文化科学館	広島市中区基町5番83号	昭和55年5月13日登録
8	宗教法人平等大慧会	海の見える杜美術館	廿日市市大野字亀ヶ岡700	昭和58年3月17日登録
9	呉市	呉市立美術館	呉市幸町4番9号	昭和58年7月22日登録
10	広島市	広島市郷土資料館	広島市南区宇品御幸二丁目6番20号	昭和61年2月18日登録
11	県	広島県立歴史博物館	福山市西町二丁目4-1	平成3年2月8日登録
12	(公財)しぶや美術館	しぶや美術館	福山市本町8番27号	平成6年2月17日登録
13	(公財)能宗文化財団	福山自動車時計博物館	福山市北吉津町三丁目1番22号	平成6年5月13日登録
14	広島市	広島市交通科学館	広島市安佐南区長楽寺二丁目12番2号	平成7年2月24日登録
15	県	広島県立歴史民俗資料館	三次市小田幸町122	平成7年2月24日登録
16	(公財)ウッドワン美術館	ウッドワン美術館	廿日市市吉和字熊崎竹ノ鼻4278番地	平成9年9月12日登録□
17	(公財)泉美術館	泉美術館	広島市西区商工センター二丁目3番1号	平成9年10月23日登録
18	尾道市	平山郁夫美術館	尾道市瀬戸田町沢200番地2	平成10年10月15日登録
19	福山市	ふくやま美術館	福山市西町二丁目4番3号	平成11年3月12日登録
20	福山市	福山市しんいち歴史民俗博物館	福山市新市町新市916番地	平成11年5月14日登録□
21	庄原市	庄原市立比和自然科学博物館	庄原市比和町比和1119番地1	平成17年1月14日登録
22	安芸高田市	安芸高田市歴史民俗博物館	安芸高田市吉田町吉田278番地1	平成17年9月9日登録
23	庄原市	庄原市帝釈峡博物展示施設時悠館	庄原市東城町帝釈未渡1909番地	平成17年9月9日登録
24	広島市	広島市江波山気象館	広島市中区江波南一丁目40番1号	平成19年6月8日登録
25	広島県	頼山陽史跡資料館（広島県立歴史博物館分館）	広島市中区袋町5番15号	平成31年1月31日登録
26	(公財)仙石庭園	仙石庭園庭石ミュージアム	東広島市高屋町高屋堀1589番地7	令和2年12月23日登録
27	東広島市	東広島市立美術館	東広島市西条栄町9番1号	令和5年1月13日登録
28	(一財)下瀬美術館	下瀬美術館	広島県大竹市晴海2丁目10番50号	令和5年7月14日登録

博物館に相当する施設一覧

令和5年9月4日現在

No.	設置者	名称	所在地	備考
1	広島市	広島市安佐動物公園	広島市安佐北区安佐町動物園	昭和47年4月10日指定
2	廿日市市	宮島水族館	廿日市市宮島町10番3	昭和35年3月28日指定
3	福山市	福山市立動物園	福山市芦田町大字福田276番地の1	平成23年12月5日指定
4	熊野町	筆の里工房	安芸郡熊野町中溝五丁目17番1号	平成27年1月30日指定
5	国立大学法人広島大学	広島大学総合博物館	東広島市鏡山1丁目1番1号	平成30年2月14日指定
6	(公財)みやうち芸術文化振興財団	アートギャラリーミヤウチ	廿日市市宮内字高通4347番地2	令和2年7月10日指定
7	広島市	広島城	広島市中区基町21番1号	令和3年11月24日指定
8	広島市	広島市現代美術館	広島市南区比治山公園1番1号	令和3年11月24日指定
9	公立大学法人広島市立大学	広島市立大学芸術資料館	広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号	令和4年11月11日指定

広島市に所在する登録博物館及び博物館に相当する施設（県有施設を除く）

筆の里工場の概要について

筆の里工場

R5. 4. 1

1 設置目的

筆の里工房は、「熊野筆」という地域の特性を活かし、魅力ある熊野のまちづくりを担う施設として、広島県・熊野町が1994（平成6）年に建設し、一般財団法人筆の里振興事業団（出捐：広島県熊野町、宮城県石巻市、鳥取県鳥取市、三重県鈴鹿市）が運営している（指定管理者）。筆の里工房では、質量ともに日本で唯一かつ最大と思われる「筆の收藏品」（木村陽山コレクション）を背景とした、日本の筆づくりの歴史に関する調査研究及び資料収集を図るとともに、筆とともに過ごす豊かなライフスタイルを提案し、書、絵画、工芸などの紹介する活動を通じ、地域文化や地場産業の振興を図ることを目的としている。

2 建築概要

所在地	〒731-4293 広島県安芸郡熊野町中溝 5-17-1 Tel.082 (855) 3010		
設置者	広島県熊野町		
敷地面積	4,138.31 m ²		
構造規模	鉄筋コンクリート、鉄骨造2階建		
建築面積	2,501.08 m ²		
延床面積	3,357.64 m ² （1階 953.81 m ² 地下1階 2296.93 m ² その他 106.9 m ² ）		
主要施設	地階	筆の宇宙、木村陽山コレクション、ギャラリーⅡ・Ⅲ・Ⅳ、ギャラリーホール（収容人員約100名）、筆司の家、友禅染・彩筆庵、筆のアトリエ、図書・資料室、特別収蔵庫、収蔵庫、ピロティエー	
	1階	交流ラウンジ、熊野筆セレクトショップ、ミュージアムショップ、事務室、応接室、会議室、研修室、商品庫、宿直室、レストラン、テラス	
付属施設	駐車場（普通車84台、大型バス3台）、庭園・ぬくもりの園、茶室（鐘聲庵）		
開館日	1994（平成6）年9月20日		
事業名	筆の里工房建設事業（熊野町）平成4～6年度		
総事業費	約21億（地域総合整備事業債、県補助金ほか）		

3 管理運営

運営委託 一般財団法人筆の里振興事業団（平成7年3月設立）
基本財産 1億300万円（熊野町、石巻市（雄勝町）、鈴鹿市、鳥取市（佐治村））
役職員等 役員16名（理事14名、監事2名）、評議員16名、事務局職員（プロパー11名、契約職員16名、臨時職員5名 合計32名）

4 事業概要

・常設展示

- (1) 筆の宇宙（筆と日本文化の紹介）
- (2) 世界一の筆（長さ3.7m、重さ400kg）
- (3) 木村陽山コレクション、館蔵品常設展示
- (4) 熊野筆伝統工芸士制作実演、手描友禅実演（週3日）
- (5) 熊野筆制作工程
- (6) 各種筆の体験並びに文房四宝紹介コーナー

・展示事業（主な展示実績）

(1) 書
中林梧竹展、青山杉雨展、村上三島展、宇野雪村・玄美「鑑」展、創玄展、上田桑鳩展、植村和堂展、井上桂園展、森井一幸展、井原思斎展、竹澤丹一展、相田みつを展、武者小

路実篤展、子規と漱石展、陽明文庫国宝展(2)、よみがえる王朝のみやび、日本の書と筆の宇宙展(古筆)、比田井天来展、桑田笹舟かなの世界展、安達春汀展、榊莫山展、酒と文人展
(2)美術
佐藤溪展、森田茂展、棟方志功展、秋山巖展、清水公照展、中島千波展、現代リアリズム絵画展、鶴田一郎展、葉祥明展、いもとようこ展、北大路魯山人展、天才画家の10代展、近藤喜文展、SUMIの輝き展、竹久夢二展、筆が奏でる琳派の美展、広島市大連携展、長谷川義史展、野村重存展、工藤ノリコ展、禅画の世界展
(3)著名人(筆文化支援事業)
石坂浩二絵画展、緒形拳書展、片岡鶴太郎展、城戸真亜子展、ジミー大西展、八代亜紀展、榎木孝明展、高橋英樹展、竹中直人展、コシノヒロコ展、デヴィ夫人展、筆の世界に遊ぶ文化人たち、アートたけし展、鈴木敏夫展(ジブリ関連展)
(4)アニメ
いがらしゆみこ展、世界名作劇場作品展、モンキーパンチ展、やなせたかし展、ちばてつや展、男鹿和雄展、赤塚不二夫展、山本二三展、近藤喜文展
(5)文房四宝
北京故宮博物院文房四宝展、中国歴史博物館展、中国連雲港市博物館展、THE「筆」展、筆の博覧会展
(6)その他
化粧、工芸、生活関連展示、探偵ふでりと黄金の筆、大相撲展、郷土玩具展

・調査研究事業

- (1) 日本及び中国の製筆に関する調査研究(木村陽山コレクション、三清書屋コレクション)
- (2) (1)に関する関連資料の収集
- (3) 筆づくり情報発信

・需要開拓推進事業(作品公募事業)

筆の里ありがとうのちょっと大きな絵てがみ大賞

・地場産業支援事業

- (1) 交流ラウンジ(体験、DVD映像放映など)
- (2) 筆づくりの実演、筆まつりへの協賛

・交流推進事業

賛助会員(PAL)関連事業

・広報事業

- (1) officialsite <https://.fude.or.jp>
- (2) 広報誌「かわら版」の発行
- (3) 団体客誘致促進事業

・筆の街交流館運営事業

絵てがみ事業の拠点施設として運営

・普及及び情報発信事業

- (1) ミュージアムショップの運営
- (2) 熊野筆セレクトショップの運営(本店、広島店、銀座店)
- (3) 通信販売 shopping site <https://kumanofude.com>
- (4) 筆づくり、絵てがみ等各種館内体験並びに各種定例開催教室

5 沿革

西暦（和暦）	月	内 容
1994（平成 6）年	9月	筆の里工房開館
		北京故宮博物院展「文房四宝展」
1995（平成 7）年	3月	財団法人筆の里振興事業団 設立
1996（平成 8）年	8月	中国歴史博物館展「漢字の誕生と歴史」
1997（平成 9）年	3月	筆あそび大賞公募事業（～2006 10th まで）
	5月	筆の里ありがとうのちょっと大きな絵てがみ大賞公募事業
1998（平成 10）年	7月	秋篠宮同妃両殿下来館
2001（平成 13）年	7月	「KUMANOFUDE.COM SHOP」開業（筆の里工房）
		茶室「鐘聲庵」移築（広島市南区）
2004（平成 16）年	3月	小泉純一郎首相（第 87・88・89 代 内閣総理大臣）来館
	7月	常設「筆の宇宙」「熊野筆情報センター」改装
2006（平成 18）年	8月	木村陽山コレクション 1127 点を収蔵
2007（平成 19）年	3月	「筆づくりフォーラム I」（筆の里工房）を開催
2008（平成 20）年	9月	熊野町制施行 90 周年記念事業「筆文化支援事業」創設
2009（平成 21）年	3月	「筆づくりフォーラム inTOKYO」開催
		「筆の美」展開催（五島美術館、筆の里工房）
2010（平成 22）年	2月	将来増設スペースをギャラリーⅣ（筆の歴史展示室）に改装
	7月	熊野筆セレクトショップ広島店（駅ビル ASSE）開業
	10月	陽明文庫国宝展：近衛甯子（三笠宮崇仁親王第一女子）来館
2011（平成 23）年	8月	ギャラリーⅠを特別展示室に改修
2012（平成 24）年	7月	熊野筆セレクトショップ銀座店開業
2013（平成 25）年	4月	公益法人改革により一般財団法人化
		三笠宮彬子女王殿下（三笠宮寛仁親王第一女子）来館
	5月	熊野筆セレクトショップ新幹線口店開業
2014（平成 26）年	9月	「KUMANOFUDE.COM SHOP」を「熊野筆セレクトショップ本店」に改装
		筆の里工房ミュージアムショップ改装
2015（平成 27 年）	5月	開館 20 周年記念展「日本の書と筆の宇宙」
		熊野筆セレクトショップ新幹線口店開業
2016（平成 28）年	3月	「熊野筆情報センター」を「交流ラウンジ」に改装
2018（平成 30）年	6月	佐藤芙蓉、大内基康コレクション寄贈（熊野町：紺綬褒章）
	7月	西日本豪雨災害（駐車場被災）
	9月	熊野筆セレクトショップ新幹線口店閉店（駅ビル再開発）
		熊野町制施行 100 周年記念展「筆が奏でる琳派の美」
12月	常設展示、空調機器更新工事のため休館（平成 31 年 4 月まで）	
2019（平成 31）年	3月	三清書屋コレクション寄贈（熊野町）
2020（令和 2）年	3月	熊野筆セレクトショップ広島店移転（駅ビル再開発）
2022（令和 4 年）	3月	熊野筆セレクトショップ銀座店リニューアル

木村陽山コレクションの概要

～日本における毛筆のコレクションとして古今無双～

(1) 蒐集家

木村宣明。号陽山は明治三二年（一八九九）に京都に生まれた。大正一五年（一九二六）に書を志し、井上西山に入門、その後、西山の師である山本竟山にも師事してその書を学んだ。鳳雛書道会相談役、文人連盟の参与などを歴任し、京都書壇の雄として名を馳せた。また、日本における毛筆の研究史上、最も優れている名著『筆』（大学堂書店、一九七五）を著した、毛筆の研究家・蒐集家としても名高い。

陽山の名を不朽のものとしている『筆』の執筆の背景には、『広辞苑』を編纂した新村出のアドバイスがあったというが、両者の交流はとりわけ深く、『新村出全集』には新村から陽山へあてた書簡が紹介されている。

また、このような知識人同士の交流の結果、木村陽山コレクションに入った毛筆が多いことは特筆される。富岡鉄斎の孫、富岡益太郎とは竟山門下の兄弟弟子であり、竹内栖鳳や山本春挙ら、著名な画家の子孫からも彼らの用筆を寄贈されている。山岡鉄舟や西園寺公望、橋本独山などの用筆も交流によってもたらされたものであった。

(2) 特徴

装飾筆ではない、一般に使用された毛筆は伝来することが極めて少ない。第二次世界大戦前から蒐集が始まった木村陽山コレクション以外には、これらの古例が残されていることは全く期待できない状況であり、毛筆の歴史を研究する上でこのコレクションの価値は計り知れぬものがあるといえる。

(3) 主要作品

【筆】

- ・正倉院蔵、天平筆模造（明治を代表する筆匠、勝木平造製）
- ・堆錦山馬毫大筆（琉球漆器製の筆管、毛利家旧蔵、琉球王朝時代の贈答品）
- ・堆朱花鳥文筆（中国・明時代）
- ・「一方古本朝名人用筆 乾・坤」（東京帝国大学教授 黒板勝美監修、鳩居堂製、新村出箱書）

【使用筆】

- ・西園寺公望使用筆（明治時代の第一二・一四代内閣総理大臣）
- ・富岡鉄斎使用筆（日本最後の文人と称される明治時代の文人画家）
- ・竹内栖鳳使用筆（明治から昭和にかけての京都画壇を代表する日本画家）

【資料】

- ・高木寿穎店見本帖（明治時代の筆舗、日本毛筆研究に関する無二の資料）

(4) 数量

- ・筆 953 本、資料 174 点。木村陽山著『筆』に写真掲載されている筆のほとんどを含む。



三清書屋コレクションの概要

(1) 公森仁氏

昭和二三年（一九四八）に兵庫県三木市に生まれた。父、茂和が高校書道教員であったこともあり、幼少期から筆に親しんだ。佛教大学を卒業後、兵庫県立高校の書道教諭を歴任。書家として、日中両国で個展を開催するなど、意欲的に活動をしている。

日中国交回復と同時に蒐集を始め、中国の書画、文房四宝を中心にコレクションを形成した。特に筆の蒐集は個人コレクションとして質、量ともに日本有数のもので、中国でもこれと同規模のコレクションは見られない。公森氏の蒐集の成果は『三清書屋 筆』（中華書局、二〇〇五）、『三清書屋 硯・墨』（中華書局、二〇〇九）で公表されている。また、平成二三年（二〇一一）開催の展覧会、「筆の博覧会 三清書屋コレクションを中心に」（筆の里工房）でコレクションの全貌が日本で初めて展覧された。

(2) 三清書屋コレクションの特徴と価値

三清書屋コレクション蒐集の軸にあるのは、公森氏の「民」のものに対する思いである。「民の中にこそ文化があると信じています」と述べるように、公森氏は民間に流布する筆から、各時代の気風を感じとっている。明時代から現代にいたる民間の筆匠、文人遺愛の筆を蒐集することで、筆に込められた人々の想いや願い、当時の文化に思いを馳せることを愉しみとしている。

この考えに基づき、三清書屋コレクションは当時の筆匠や文人の名が刻された筆を、系統立てて蒐集している。この試み自体が他に類を見ない、公森氏独自の視点である。そして木村陽山著『筆』に収載される「中国筆工（匠）略譜」を参考に蒐集を行い、それに名の載る筆匠の内、明以降をほぼ網羅している点は、同コレクションが唯一の存在である所以といえる。

また、各時代を代表する文人たちの遺愛筆を蒐集しており、筆を作る側、使う側の両面から当時の文化を考えることのできる、貴重な存在である。

筆は伝来すること自体が稀であるが、民間の筆はとりわけ伝来し難い。さらに著録の欠乏も相まって、筆の調査研究は進展しなかった。その民間の筆に焦点を当てた三清書屋コレクションは、筆の研究を進める上での課題を補完する資料であり、その資料的価値は計り知れない。

さらに、三清書屋コレクションには装飾筆も含まれ、当時の工芸技法の粋を鑑賞することもできる。堆朱や螺鈿、沈金、象牙彫など、各種各様の装飾筆は、所有者の文人趣味の一端を表わす資料としても貴重である。

(3) 三清書屋コレクション内容

【筆匠】

明時代以降の筆匠名の刻された筆

【文人】

汪士慎、惲寿平、高士奇、倪元璐、梁同書、包世臣など

(4) 数量

筆 453 件（計 476 本）

時空を超えて伝える

MUSEUM OF FUDE ART

FUDE NO SATO KOBO

www.fude.or.jp
www.kumanofude.com

開館時間 午前10時～午後5時（入館は午後4時30分まで）
休館日 月曜日（祝日の場合翌日） 年末年始
入館料 大人600円（500円）
小中高生 250円（200円）
（ ）内は20名以上の団体料金 幼児無料
展示内容により変更します

【バスで】
・広島バスセンターから約45分
広電バスの熊野萩原行 又は 熊野営業所行 乗車
・JR呉線矢野駅から約15分
広電バスの熊野萩原行 又は 熊野営業所行 乗車
・JR呉駅から約35分
広電バスの熊野営業所行 乗車
※いずれも熊野営業所下車し、
最寄のタクシーで約7分（2km）

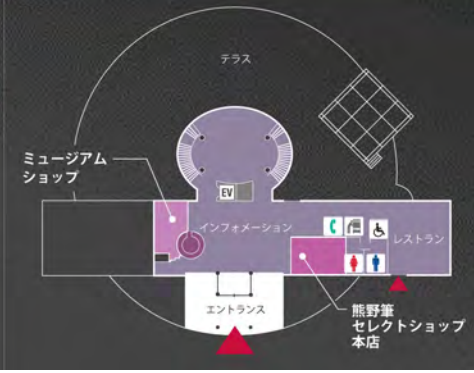
【お車で】
・西より、
山陽自動車道広島東ICから約25分（23km）
広島高速道路、海田大橋、広島熊野道路を經由
・東より、
東広島呉道路黒瀬ICから約15分（9km）
山陽自動車道高屋JCT・ICを經由

【駐車場】 普通車84台・大型バス3台（無料）

〒731-4293 広島県安芸郡熊野町中溝5-17-1
TEL 082-855-3010
FAX 082-855-3011



熊野筆セレクトショップ本店
180年の歴史と匠の技を誇る「熊野筆」のブランド化を推進するオフィシャルショップで、書筆、画筆、化粧筆約1,500種類を販売しています。
ミュージアムショップ
手書きと筆跡にこだわったアイテムと、オリジナルグッズ、展覧会関連のグッズなどを販売しています。



B1F

筆の宇宙

古代日本に文字が伝来し、その後仏教とともに伝わったとされる筆。奈良時代には写経が盛んになり、日本での筆文化が歩み始めます。平安時代に日本独自の文字「ひらがな」が完成、江戸時代に至って筆文化は庶民のくらしの中へと浸透していきます。
このような漢字の伝来から日本のかな文字の発生、筆文化の発展を遂げるまでに関わった筆の歴史を日本文化の変遷をたどりながら紹介していきます。

筆司の家

昔ながらの熊野の民家で、筆司による筆づくりの実演を交え、筆ができるまでの工程を紹介しています。



仿古本朝名人用筆乾・坤

木村陽山コレクション

木村陽山（1899～1986）は京都の書家で、日本における毛筆研究の名著『筆』（天竺堂書店、1975）を著した、毛筆の研究者・収集家としても名を知られています。師である山本竟山から譲り受けた筆を基礎として精力的に収集を続け、ついに1,000点を越えるコレクションを形成しました。
このような筆の収集・研究に対する陽山の熱意が、「広辞苑」の編纂者、新村出をはじめとする当時の知識人との交流をもたらし、西園寺公望、富岡鉄斎、竹内栖鳳らの愛用した筆を遺族から譲り受けています。さらにこのコレクションには、熊野筆の源流ともいえる有馬筆や、日本の近代製筆の発展に功績を残した高木寿碩の資料のほか、筆管に裝飾が施された観賞用の筆までもが含まれており、質量ともに世界的にも匹敵するものがない毛筆コレクションといえます。

熊野筆

熊野町は広島県の西部に位置し、四方を500m級の山々に囲まれた高尾盆地で、広島・呉・東広島市に隣接しています。熊野町での筆づくりは江戸時代末期頃に始まったとされ、1975（昭和50）年には通商産業大臣（現在の経済産業大臣）により伝統的工芸品の指定を受けています。全国生産額の大部分を占める筆の産地で、書筆のほか画筆、化粧筆も生産しています。
筆の里工房は、「熊野筆」という地域の特産性を活かし、魅力あるまちづくりの中心的な役割を担う施設として、熊野町が1994（平成6）年に建設した博物館で、一般財団法人筆の里振興事業団が運営しています。質量ともに日本に現存する唯一最大の「筆の収蔵品」木村陽山コレクションを背景とした、日本の筆づくりの歴史に関する調査研究及び資料収集を図るとともに、筆の織り成す文化（書、絵画、工芸、化粧など）を紹介しています。



ギャラリーIII

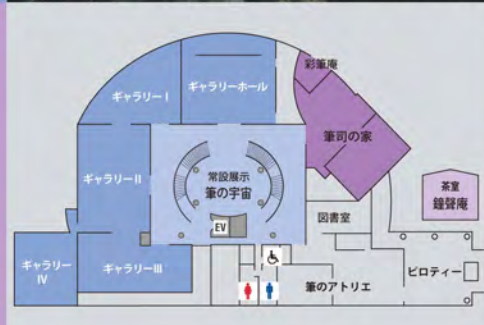
ギャラリーI II III IV
ギャラリーホール
筆や筆に関わる文化、芸術に関する展示会を大小5つのギャラリーで開催します。



世界一の大筆



茶室「鐘聲庵」
三畳台目の本格的茶室で、茶会や教室を開催します。



ギャラリーI



筆の里工房外観